第２１３回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

令和８年９月１７日（木）

沖 縄 総 合 事 務 局

第２１３回沖縄地方交通審議会船員部会

日　時　　令和８年９月１７日（木）１１時００分
場　所　　沖縄総合事務局５階「海技試験室」

出席者：

公益委員	上原委員、赤嶺委員、大城（朝）委員
労働者委員	浅野委員、二神委員、大城（潤）委員
使用者委員	角委員、亀谷委員
沖縄総合事務局	山口船舶船員課長、 宇久田海事振興・防災危機管理調整官、 大滝専門職

議事次第

○開　会

○議　事
１．管内の雇用状況について
２．意見交換

○閉　会

（配付資料）
資料１．第２１２回船員部会の議事録（案）
資料２．船員職業紹介実績等一覧表（令和８年８月分）
資料３．令和８年度船員労働安全衛生月間について

上原部会長
定刻でございますので、第２１３回船員部会を始めさせていただきます。
本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局（大滝）
本日は、公益委員３名、労働者委員３名、使用者委員２名が出席されており、船員部会運営規則第９条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。
なお、本日、浅野委員におかれましては、ＷＥＢからの会議ご参加となっております。
続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

上原部会長
それではまず初めに、前回、第２１２回の議事録の承認を諮りたいと思いますが、お手元の議事録案をご確認いただき、何かご質問はございますか。
原案のとおり承認してよろしいですか。

～　各委員より「はい」の声　～

上原部会長
異議がありませんので、承認されたものといたします。
続いて、議事の２「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願いいたします。
質問は最後に受け付けたいと思います。

事務局（大滝）
令和８年８月分の管内雇用状況等の概要についてご報告いたします。

●求人状況について
新規求人数は６件でした。
新規求人における内訳としては、
ガット船に係る県内事業者１社より、船長１名、航海士１名、機関士２名
漁船に係る県内事業者１社より、甲板員２名
前月に比べ２件減少、また、前年同月に比べ１４件減少となっております。
月間有効求人数は１９件でした。
前月に比べ３件増加、また、前年同月に比べ１５件減少となっております。

月間有効求人数の内訳は、商船等１７件、漁船２件となっております。
月末未済求人数は１７件でした。

●求職状況について
新規求職数は４名でした。
前月に比べ４件減少、また、前年同月と比べ２件減少となっております。
新規求職数の内訳は、商船等３名、漁船１名となっております。

●新規求職した者の退職理由又は求職理由別内訳について
８月の新規求職者４名の退職理由は、自己都合が２名、海上勤務中の転職希望が１名、その他が１名となっております。
新規求職した者が所属していた会社所在地は、管内が２名、管外が２名となっております。

●求職状況について
月間有効求職数は１５名でした。
前月と比べ同数、また、前年同月に比べて２名減少となっております。
月間有効求職数の内訳は、商船等１３名、漁船２名となっております。
月末未済求職数は１２名でした。

●成立状況について
８月の成立は１件でした。

●求人倍率について
８月の月間有効求人倍率は、１.２７倍でした。
前月に比べ０．２０ポイント上昇、前年同月に比べ０.７３ポイント減少となっております。

●失業等給付支給内訳について
基本手当受給者実人員は３名、支給延べ件数は３件です。
基本手当支給額は、商船等３件で６１２,０８７円でした。

以上、令和８年８月分の管内雇用状況等の概要の説明を終わります。

上原部会長
ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問などはございますか。

浅野委員

船員職業紹介実績等の報告、ありがとうございました。

今月も成立件数１件ということで、成立したことは喜ばしいと思っております。

現在、国土交通省・本省の中では、ハローワークとの連携によって海上就職への誘致への取り組み等も進められていると認識しております。

沖縄総合事務局として、ハローワークとの連携等の進捗、今後の取り組み等があれば教えていただきたいのですがお願いできますか。

事務局（大滝）

ハローワークとの連携は沖縄総合事務局の方でも少し模索しておりまして、以前、この連携方法について国土交通省に確認を行ったところ、昨年度から２か年にわたり、試行的に厚生労働省とのモデル連携事業として、横浜、神戸、広島、高松、福岡中央の５か所で、管轄運輸局の職員がハローワークに赴き、陸上求職者を対象に就職相談やセミナーを実施している状況で、この２か年の結果を踏まえ、次年度以降の連携拡大が検討されるとのことです。

沖縄総合事務局としましても、一部事業者よりハローワークとの連携を求める声をいただいておりますので、国土交通省の方には、連携拡大の際には沖縄も是非ということで申入れをしており、実際の連携までには、まだ少し時間がかかるというのが現状です。

浅野委員

現在の進捗状況、ご報告ありがとうございました。

やはり継続的な取り組みとして、陸上から海上への誘致、こういった取り組みを継続的にしていかなければ、特に離島航路を管轄する沖縄総合事務局としても、船員の確保・育成には繋がっていかないと思いますので、前向きな取り組み等をお願いしたいと思っておりますので、引き続き検討をよろしくお願いいたします。

上原部会長

ほかに何かご意見、ご質問はございますか。

特にないようですので、議事３の意見交換に移りたいと思います。

何かございますか。

二神委員

報道にもありますとおり、久米島オーシャンジェットが明後日１９日から運航を再開するということで、５月１日の就航からこれだけ頻繁に事故や不具合が発生している中で、果たして運航を再開して、本当に安全が担保できるのかと、今後の安全運航が非常に危惧されるところです。

大型連休から運航を再開して、連休後、また不具合等の発生で運航が休止にならないことを期待していますが、これらについて沖縄総合事務局は今後の安全運航に関し、何か検査等はされたということでよろしいのでしょうか。

事務局（宇久田調整官）

久米島オーシャンジェットにつきましては、前回ご質問いただいた内容も加えて、後ほどご説明しようと考えておりました。

今回の運休にあたっての内容についてもご説明する予定としておりましたので、ここでご説明いたします。

ただいま二神委員からご意見もありましたので、前回の部会においてご質問のあった回答、ご指摘に対するご回答を３点ばかりご説明申し上げたいと思います。

まず、警告書の種類、法的性格と当局が事業者の運航再開判断に対してどのように関与できるかという点について、次に再発防止策の履行状況確認、チェック体制について、最後に久米島オーシャンジェットの運休の状況及び運航再開の見通しについて、以上の順でご説明申し上げます。

まず、警告書の種類、法的性格と事業者の運航再開判断への関与についてご説明します。

前回部会において、二神委員から「運輸部長名で警告書が出されている中で、事業者が運航再開を申し出た場合、当局はそれをそのまま認めるのか」、「警告書や改善命令に何ら効力がないことになるのではないか」とのご指摘をいただきました。

また、浅野委員からは「今回発出された文書が警告書なのか、勧告書なのか、改善命令なのか、それが何であるかを明確にしてほしい」とのご質問をいただき、仲里専門官から担当に確認した上で次回部会にてご説明すると申し上げておりました。

これらの点について、併せてご説明申し上げます。

まず、今回発出した文書についてご説明します。

担当者に確認いたしましたところ、令和８年６月１２日付けで久米島オーシャンジェット社に対して発出した文書は警告書でございます。

この警告書は運航労務監理監査の結果を踏まえ発出したものでございます。

前回部会において文書の種類を正確にお答えできなかった点について、改めてお詫び申し上げます。

次に、警告書の法的性格についてご説明します。

行政処分及び行政指導としまして、重い順に、事業許可・登録の取り消し処分、事業の停止命令、船舶等の使用停止命令、輸送安全の確保に

関する命令、そして警告、勧告となっております。
　このうち警告及び勧告は行政処分には該当しないものとされております。
　すなわち、警告書は事業者に対して改善を強く求める文書ではありますが、事業者の運航を法的に停止させる強制力を有するものではございません。
　この件について担当者に確認したところ、法的な強制力がないからといって当局が何も行わないわけではなく、当局としては法的強制力がないものの、次の手段により安全確保を図っております。
　まず、運航労務監理官による監査を通じて、改善報告書の内容を実際に履行できているかどうかを確認しております。
　次に、事業者との継続的なコミュニケーションを通じて、安全管理体制の改善を促しております。
　更に改善報告書に記載された再発防止策の履行状況について、継続的にフォローアップを行っております。
　前回部会において、部内で再度、担当者間で共有したいと申し上げた点につきましては、担当者間で共有を行いました。
　現行制度上、制約はございますが、事業者との緊密なコミュニケーションを通じて、安全が確保されない状態での運航再開が行われることのないよう、引き続き取り組んでまいります。
　次に、再発防止策の履行状況確認、チェック体制についてご説明します。
　前回部会において、浅野委員から「事業者から再発防止策が提出されたわけだから、それがちゃんと履行されているかどうかのチェック体制もしっかりしていただきたい」とのご指摘をいただきました。
　まず、履行状況の確認についてでございますが、６月１９日に事業者から改善報告書が提出され、６月２５日の運航労務監理官による改善確認監査において、その内容を確認しております。
　この監査におきましては、運航労務監理官が安全管理規定の備え付け状況、教育訓練記録、運航管理体制に関する各種記録を直接確認しております。
　その結果、警告書で指摘した４項目の全てについて必要な措置が講じられており、指摘事項がなく適正と判断したという報告を受けております。
　浅野委員からご指摘いただいたとおり、再発防止策の提出をもって終わりとするのではなく、その履行状況を継続的に確認することが重要であると認識しております。
　当局といたしましては、今回の監査で適正と判定したところではございますが、これで終わりとするのではなく、引き続き今後の監査を通じ

て改善措置が継続的に履行されているかを確認してまいります。
　また、運航再開後には一部機器の不具合等に伴う欠航が発生していることを踏まえ、再発防止策が実効性をもって機能しているかどうかについて、事業者からの報告を受けながら継続的に評価・確認を行ってまいります。
　次に久米島オーシャンジェットの運休の状況及び運航再開の見通しについてご説明します。
　令和８年８月１１日、台風通過後の運航時に、海中に漂流していたゴミ等を大量に吸い込んだ影響により、浮上性能及び航行速度の安定性に不具合が発生し、確認を行う必要が生じたことから、造船所にて修理及び点検を実施すると報告がありました。
　これに伴い、事業者は令和８年８月１２日から当面の間、運休する旨の運航計画変更の認可を受けておりました。
　その後、事業者からは、船体の上架点検及び造船所での整備を終え、令和８年９月１８日（金）、明日に予定されている船舶検査で問題がなければ、９月１９日（土）より運航を再開する旨の報告がございました。
　事業者においては、９月１０日付けで運航再開について公表しているところでございます。
　浅野委員より前回、陸上におけるメンテナンス体制やバックアップ体制のあり方についてご指摘をいただいたところでございますが、当局といたしましては、引き続き事業者からの報告を受け、対応状況を注視するとともに、必要な安全指導を適切に行ってまいります。
　以上、前回部会においていただいたご指摘、ご質問の回答として３点ご説明申し上げました。
　今後は担当者間の情報共有を徹底し、関係各課が連携して必要な安全指導および監督を適切に行うことで、引き続き安全確保に努めてまいります。
　委員の皆様のご指導を引き続きよろしくお願い申し上げます。
　以上でございます。

上原部会長
　事務局から回答がありましたが、二神委員、何かございますか。

二神委員
　今のご説明の中で、沖縄総合事務局の方も理解しているとは思いますが、全国でほかにジェットフォイルを運航している会社で、これだけ不具合を起こしている会社はないのが現状です。
　そういった中で、これだけの不具合が起こることについて、何が問題なのか、それが人的なものなのか、前回指摘した陸上のメンテナンス状

況なのかは分かりませんが、超高速船ということで、メンテナンスも普通の船に比べ複雑ですし、やはり安全に対する会社の対応が非常に気になるところです。
　ジェットフォイルの運航にあたり、普通の以上に気を使わなくてはいけない部分も多いところです。
　今のご説明の中で、監査等を通じて実施していくというお話もございましたので、引き続き国により安全に対するチェックをよろしくお願いいたします。

事務局（宇久田調整官）
　ご意見ありがとうございます。

上原部会長
　浅野委員、何かありますか。

浅野委員
　ただいまの報告を受けまして、沖縄総合事務局として久米島オーシャンジェット社に対する警告を発出し、その履行状況等の説明をいただきましてありがとうございました。
　今後も引き続き注視をしていくという内容ですから、それに我々としても期待をしていきたいと思っております。
　我々、海員組合としては、組合の立場という観点からは、やはり全国で運航している旅客船事業者、特にジェットフォイル事業者は相当技術の高いレベルを会得して運航に従事しております。
　これら事業者の運航に今後悪い影響を及ぼさないよう、しっかり沖縄総合事務局としての監督業務の遂行をお願いしたいと思います。
　時折、報道等にも示されておりますし、今週から運航再開ということになりますので、その後の円滑な運航と安全な運航が担保されるよう、我々組合としても見ていきたいと思いますし、また折を見てこの件についても発言をさせていただきたいと思います。
　沖縄総合事務局の皆さまにお願いしたいところとしては、今後、継続的に注視をして監督業務を遂行されるということですから、いつこういう事業者監査を行い、その履行状況が適切であったということがもしあれば、その都度、船員部会の中でご報告いただければありがたく存じます。

上原部会長
　ジェットフォイルに関して、その他何かご意見等はありますか。
　それでは、本日の意見交換はこれにて終了とさせていただきます。

事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局（大滝）

それでは、資料３、「令和８年度船員労働安全衛生月間について」をご覧ください。

今年度の「船員労働安全衛生月間について」簡単にご説明いたします。

国土交通省では、海上における船員の労働災害の防止を図るため、毎年９月を「船員労働安全衛生月間」として、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動を推進しており、今年度は「その一歩　見守る家族　待つ笑顔」をスローガンに月間中、諸活動を実施しております。

当局管内においては、９月１日に昨年度に引き続き、こちらの会場で沖縄船員災害防止大会を開催し、約３０名の方が参加されました。

その他、月間中の取組としまして、船舶による緑十字旗の掲揚や関係機関等、行政情報プラザ等でのポスター掲示などの広報活動、また、船舶に対する安全・衛生の訪船指導を実施しております。

昭和４３年の第１次船員災害防止基本計画の実施以降、今年度で７０回目を迎え、沖縄は５３回目となります。

これまでの取組や船舶所有者、船員等関係者のたゆまぬ努力により当初に比べ船員の災害・疾病は大幅に減少しておりますが、これからも関係者、皆さまに対して船員の安全衛生に対する意識の高揚、船員の災害防止対策の一層の推進に向けて、引き続きご協力とご対応をお願いいたします。

資料３の説明については以上となりますが、ここで一点、連絡事項がございます。

先月の船員部会でご説明しました船員の最低賃金の改正について、これに関する意見聴取の公示が９月２５日付けで官報に掲載される予定となっております。

公示日から１５日間、意見の聴取期間となりますことをご報告いたします。

私からは以上となります。

上原部会長

ただいまの説明について何かご質問はありますか。

浅野委員

よろしいでしょうか。

船員労働安全衛生月間の取り組みについてご報告ありがとうございました。

ご承知のとおり、船員の労働災害の発生件数は減少傾向にありますが、一方で商船に比べると漁船・漁業の労災が非常に多いという傾向はあま

り変わっていない状況にあります。
９月１日に船員労働災害の大会の開催が計画されていましたが、こちらは基本的には日本人船員に対する労災防止の啓発活動と捉えております。
一方、沖縄の漁船・漁業においては、マルシップ漁船、あるいは外国人技能実習生の就労等が非常に多い地域であると思っております。
そういう意味で、日本人だけではなく、外国人、特にインドネシアの方が多いのかなと思っておりますが、こういう外国人船員に対する労災防止に関する啓発活動、こういうのも重要かと思っております。
なかなか具体的な取り組みというものはないのですが、例えば船員災害防止協会との連携によって、国土交通省全体ではなく。沖縄総合事務局単体の取り組みでも構わないと思うのですが、外国人技能実習生等に対する労災防止に関する安全教育、こういった取り組みも必要ではないかと思っております。
この９月にこういう取り組みをしている中で、今後の課題として捉えていただければと思っておりますので、ひとつの意見としてよろしくお願いいたします。

上原部会長
ありがとうございます。
大変貴重なご意見だと思いますが、何か事務局からありますか。

事務局（山口課長）
ご意見ありがとうございます。
資料３の記の３番目の「・協賛者」の中に沖縄労働安全衛生協議会の記載がございますが、この協議会を今年度２回ほど開催しましたが、その中で、令和７年度にどういった事故があったのかを共有した際に、浅野委員からのご発言にありましたような、外国人の方の事故がございました。
外国人の方が陸上で荷役作業している際に、荷役側のクレーン担当の日本人との間で意思疎通ができず、そこで事故があったというものでした。
他に、外国人の方が関係するケースが２件ほどあり、今、浅野委員からもご意見をいただきましたので、今後の安全衛生月間については、その視点も含めた形で取り組んでまいりたいと思います。

上原部会長
ほかにご質問等はございますか。
なければ、事務局から次回の開催について連絡をお願いします。

事務局（大滝）

１０月の船員部会は、１０月１５日（木）に、当局２階共用会議室Ｄ・Ｅで１１時より開催いたします。

後日改めてご案内の文書を各委員宛てメールで送付させていただきますので、もし、ご都合によりご出席ができない場合は、事前に事務局までご連絡いただけますと助かります。

また、今回の議事録案は、後日、メールでご照会させていただきますので、次回船員部会のご参加に併せて事前にご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

上原部会長

それでは以上をもちまして、本日の船員部会を終了いたします。

お疲れ様でした。